

**株式会社 宛**

 開発ライセンス証発行申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日 | 2024 年 月 日 |
| ライセンス種別 | ランタイムライセンス |
| 使用開始日 | 2024 年 月 日 |
| 使用期限 | 無期限  年 月 日まで |
| PC識別ID | ※ 対象PCの識別情報をツールで取得し、この申請書と一緒に ご提出ください。 |
| 販売代理店 |  |
| 利用会社名 |  |
| 利用部署名 |  |

「Roxy AI 開発ソフトウェア使用規約」の内容を確認のうえ同意し、  
開発ライセンス証の発行を申請します。

お名前： 印

※ ご署名いただくか、ご記名ご押印をお願いします。

Roxy AI開発ソフトウェア使用規約

本規約は、株式会社Roxy（以下「丙」という。）が著作権を有するRoxy AI開発ライセンスのソフトウェア使用権の許諾に関する条件を定める。

販売代理店（以下「甲」という。）はソフトウェア使用者（以下「乙」という。）に本規約の内容を説明し、乙は本規約に同意した場合にのみソフトウェアの使用を開始することができる。

上記乙の同意をもって、本規約に定めるソフトウェアの使用契約（以下「本契約」という。）が成立するものとする。

1. （定義）

本契約においては、以下の定義が適用される。

「本件ソフトウェア」とは、丙が著作権を有する別紙記載のコンピュータ・プログラム（以下「本件プログラム」という。）、本件プログラムが含まれるファイル、ディスク、CD-ROM及びその他の媒体物並びに本件プログラムに関連する仕様書、説明書、手順書、規則、マニュアル及びその他一切の関連資料をいう。なお、本件プログラムに関連して配布するサンプルプログラム（以下「本件サンプルプログラム」という。）、及びＯＳＳ等別ライセンスに基づくライブラリ等は、本件ソフトウェアには含まれないものとする。

1. （使用許諾）

１　丙は、甲の申請に基づき、甲が本件ソフトウェアを利用したシステムを開発する目的（以下「本件利用目的」という。）に対し、申請台数のコンピュータ上での本件ソフトウェアに係る非独占的な使用権（以下「本件ソフトウェア使用権」という。）を許諾する。

２　本件ソフトウェアの使用料は無償とし、使用期間は甲が申請し丙が合意した期間とする。

３　乙は、本件ソフトウェアの使用を日本国内に限るものとし、本件ソフトウェアを日本国外に持ち出さないものとする。

1. （本件ソフトウェアの権利関係）

　乙は、本契約に基づき本件ソフトウェア使用権のみを取得し、本件ソフトウェアに関するその他一切の権利は、丙に帰属する。

1. （ライセンス発行手続）

甲は、本契約締結後すみやかに、乙に代わって、丙よりライセンス証の発行を受け、乙に引き渡すものとする。

1. （禁止事項）

乙は、本件ソフトウェアについて、丙の事前の書面による同意を得ずに以下に掲げる行為をすることはできないものとする。

（１）本契約に定められた目的及び条件以外で本件ソフトウェアの全部又は一部を複製すること

（２）本件ソフトウェアの全部又は一部を改変・翻案すること

（３）本件ソフトウェアの構造・機能・処理方法等を解析し、又は本件ソフトウェアのソースコードを得ようとすること

（４）本件ソフトウェアの知的財産権表示を削除・改変すること

（５）本件ソフトウェアを本件利用目的以外に転用すること

（６）その他、本契約で明示的に許諾された範囲を超えて利用又は第三者に利用させること

1. （解除）

１　甲乙及び丙は、いずれかの当事者に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合、他の当事者は、本契約を解除することができるものとする。

２　甲乙及び丙は、いずれかの当事者に、次の各号に定める事由の一つが生じたときは、他の当事者は、催告なしに、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（１）重大な過失又は背信行為があったとき。

（２）事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき。

（３）反社会的勢力であること又は反社会的勢力と密接な関係を有することが判明したとき

（４）その他、前各号に準じる事由が生じたとき

1. （有効期間）

１　本契約の有効期間は、甲乙が本契約に同意した日から、第２条第２項で定めた使用期間とする。

２　本契約が期間満了、解除等により終了した場合であっても、本項、第８条（契約終了後の措置）、第１１条（誠実協議）の規定は対象事項が存在する限り、なお有効に存続するものとする。

1. （契約終了後の措置）

　本契約が終了した場合、乙は、本件ソフトウェアを速やかに甲に対して返却又は廃棄するものとし、その旨甲に対して速やかに報告するものとする。

1. （権利義務譲渡等の禁止）

　甲及び乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならない。ただし、甲又は乙に合併、事業譲渡その他の企業再編が生じる場合はこの限りではない。

1. （損害賠償の特約）

　甲及び丙は、乙の本件ソフトウェアの使用に関し、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

1. （誠実協議）

　本契約に定められていない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、その都度、甲乙及び丙の誠意をもって協議決定する。

2021年 3月 31日 制定